

# 令和4年度 第3回ぎふ少子化対策県民連携会議開催結果

## 1 日時

令和5年2月8日(水) 14時00分～15時30分

## 2 場所

ZoomによるWeb会議

配信会場：岐阜県庁議会棟2階第2会議室①

## 3 出席者

小川 永 豊	(大原法律公務員専門学校 学生)
奥村 佳子	(岐阜県商工会女性部連合会 会長)
木村 麻理	(NPO法人山県楽しいプロジェクト 理事)
栗本 理花	(連合岐阜 副事務局長)
下屋 浩実	(岐阜県私学団体連合会 会長)
梶浦 良子	(NPO法人キッズスクエア瑞穂 理事長)
杉原 和	(岐阜県公立幼稚園・こども園長会 会長)
竹内 治彦	(岐阜協立大学 学長)
中川 正之	(一般社団法人岐阜県経済同友会 筆頭代表幹事)
中島 由紀子	(NPO法人グッドライフ・サポートセンター 理事長)
廣 篤 忍	(岐阜大学教育学部 教授)
廣瀬 桜咲	(岐阜協立大学 学生)
三木 知子	(岐阜県PTA連合会 母親委員長)
安田 典子	(NPO法人くすくす 理事長)
山村 千華	(岐阜労働局 雇用環境・均等室長)
度会 さち子	(岐阜県各種女性団体連絡会議 代表)

以上16名 ※50音順

## (県)

村田 嘉子	健康福祉部子ども・女性局長
平野 孝之	健康福祉部子ども・女性局副局長
若野 明	健康福祉部子ども・女性局男女共同参画・女性の活躍推進課長
笠井 省吾	健康福祉部子ども・女性局子育て支援課長
塚腰 良寛	健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課長

## 4 議事

- (1) 第4次岐阜県少子化対策基本計画の中間見直しについて
- (2) 県子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しについて

## 5 議事録

別紙のとおり

## 令和4年度 第3回ぎふ少子化対策県民連携会議・議事要旨

### 1 あいさつ

・子ども・女性局長あいさつ

### 2 議事

(1) 第4次岐阜県少子化対策基本計画の中間見直しについて

＜説明：子育て支援課少子化対策企画監＞

(2) 県子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しについて

＜説明：子育て支援課長＞

#### ※質疑応答等

#### 議題1 第4次岐阜県少子化対策基本計画の中間見直しについて

＜委員＞

・ワーク・ライフ・バランス推進企業への支援の中で、建設工事入札参加資格審査における評価項目として加点評価することで登録企業の拡大を図るという部分だが、なぜこれだけが加点評価になっているのかをもう一度ご説明願いたい。

＜事務局＞

・建設工事入札参加資格審査以外の部分でも、加点評価があるかというご質問をいただいております、プロポーザル提案方式の業者選定についても、すべての部局ではないが、審査の加点項目としている部局もあると回答させていただいた。

＜委員＞

・承知した。

＜会長＞

・随意契約になるプロポーザルのところでも加点項目というところだが、それを入れている部局と入っていない部局がある。契約の内容により本来の目的に照らしてどうなのかというのはわからなくてもいいが、なるべく入れたらどうか。また、入札を行うのは建設だけではないと思うが、そちらはどうなのか。

＜事務局＞

・入札には建設工事以外の部分もあるが、現在は建設工事のみを加点項目としている。

＜会長＞

・現在はこのようになっているということなので、企画審査ではない建設以外の入札で入れられることが可能であれば検討してはどうか。それを今回文言に入れたり、計画そのものを書き換えたりということではなく、検討いただくというような形で引き取らせていただく。

＜委員＞

・県からこのような政策方針を出していただきたいが、県内市町村は、担い手としてこの状況をすべて施策の中に入れ込めることができないのではないかと。そうした各市町村へのアピールや財源などそのようなところで、ニーズ調査を含めて市町村の方々が動いていかれるが、それはいかがか。この政策が岐阜県すべての市町村で実施されることを願うが、県からの働きかけはどのようなことを想定されているか。

<事務局>

- ・内容によっては、市町村と連携して実施していく施策、県のみで実施していく施策がある。市町村とは分野に応じて担当者会議等を設けており、この内容については今後市町村にも周知し、ともに取り組みを進めていきたいと考えている。

<委員>

- ・住むところの市町村の財政や熱意、これが一律ではないことは各地域に住んで感じる。この政策を同じ方向で進めるためには、やはり県と市町村の行政の窓口の方が、一体になっていかないと動かないのではないかと感じる。具体的に方向を示しながら、どのように連携をされていくのかを伺いたい。
- ・エッセンシャルワーカーの方々が大変な事情の中で頑張っている立ち位置がとても評価されつつも、状況が厳しいということが皆様に理解いただけたコロナ禍だったと思う。
- ・今回この施策の中で、保育士・看護師そういった資格業の方が少子化対策の中の事業として、いろんな資格取得支援とかが出てきているが、本来もっと他にもあるのではないかと感じる。少子化対策は、この二つの資格支援業だけで担えるものではない。もう少し幅広い保育に関する人材支援も、もっと違う形でいろいろな方たちと関わっていかねばいけないのではないかと感じる。
- ・医療と保育をどう連携をしたらいいのかというのが、こども家庭センターの設置というところで、新しい立ち位置で設置されていくが、それをどのようにというところがない。設置するというところだけなのでその部分の補足説明を伺いたい。

<事務局>

- ・現在あるのは「子育て包括支援センター」と「子ども家庭支援拠点」ということで、前者の方は保健、子育ての窓口、また後者の方は福祉部門の困り感や虐待などの相談窓口である。それを一体化して、どちらの相談であっても、継続し連続してできるような体制を作るところ。そういった意味で福祉の中で分かれていた分野をひとまとめにし、来年度は各市町村の方で設置をしてもらうような形でいろいろな支援をさせていただく。

<会長>

- ・一つ目の質問について、私も事前に説明いただいた時、42市町村ある中で全部にやっていきますよと言われても市町村が大変なのではないかと話した。県でも国の制度を説明したりしながら、無理なく42市町村やっていけるような取り組みをしていきたいという話であった。市町村だけがやるのではなく、県と市町村とで連携してやっていくことが大事かと思う。

<委員>

- ・「働きながら子育てしやすい環境づくり」の「(1) 幼児期の教育保育の充実」、延長保育を実施している保育所をもっと増やしていくという目標値のところだか、この目標値とした理由のところ、今までも増えているので、それぐらい増えるだろうとして目標値を上げると書いてあるが、保育に関わっている立場として、子供たちの長時間保育が増えることが、働きながら子育てしやすい環境づくりになるのか、ということを経験しながら疑問に思いながら過ごしている。延長保育を増やすということは、いっぱい預けて働くことがいいことだ、というメッセージになりかねない。長時間保育所に預けて家庭に帰ってから、当然慌ただしく家事、子育てをしなくてはならないという生活があるということを見直していくということが、この先の方向性として本当は必要なのではないかと思っている。増えているから安易に増やすことが目標、という考え方を変えたほうがいいのではないかと感じる。

<委員>

- ・今のご意見に関してだが、研究会が出した報告を見ると、岐阜県は共働き世帯が多く、しかも全国的に見て給与水準が低い。要するに共働きをしなければ生活していけないという状況が出ている。それに対して、共働きだから保育、延長保育というのはいかかなものかというご意見だが、子育て世代の現状からみても、それは必要である。
- ・ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の中に、男性の育児休暇取得率や介護休暇というのは、指標として入っているかを伺いたい。
- ・全体的から見たら、雇用創出をしなきゃいけないという形でこの報告もできている。具体的なものは出てないが、それが今後の課題だろう。岐阜県だけではなく、全体的に若者世帯の貧困が高いと

いわれているが、市町村でできる子育てや新婚家庭の支援というのは、新婚家庭に空き家を提供するとか、大阪などでは大学までの補助などかなり大胆な支援が出ている。子育て期だけではない支援も必要。そのような事例の紹介をもっとしていったらいいのではないか。

<会長>

- ・まずは最初の質問の延長保育を増やしていくということについて。部会でも議論したのでそれを踏まえてお答え願いたい。

<事務局>

- ・いただいたご意見の考えというのもあると思うが、実際に保育所を利用される保護者のニーズというのも無視できない部分がある。今年中間見直しの年であるが、5次計画に向けて、来年度から市町村のご意見や県民意識調査などを行う予定である。そのあたりで、現在の保育に対するニーズや必要性、家庭保育という重要性、その辺りも含めて検討して参りたい。

<会長>

- ・要するにワークとライフのところ。子育てのためにワークは続けられないといけないので延長保育を充実させるという考え方。それならワークの方をもう少し制限したっていいじゃないかという論点はあるということは部会でも確認した。

ただこれは、非常にドラスティックな方向性への変更ということでもある。今回については、そういう論点はあるという意見は出たが、これを変えるというところまで部会でいかなかった。これを今回変えるというのは、かなり思い切った変更ということになるため、それ相応の準備、考え方を整理して、実際仕事の方に対してどういう手当をしていけるのかということをしかり詰めていかないと難しい。数値的に言うと、それほど徹底的に大きくしているわけではないので、これはほぼ現状通りという形かと思う。この部分については、今回これを大きく修正する、ということまで決めかねるところはある。そういうことでご理解いただきたい。

ただこういった論点があがってきているということ、また、若い人たちの世帯収入がそれほど多くはなく、延長保育や保育の方を充実できないのであれば、経済的な支援をやっていかないといけないということになる。ただそれは財源がない話でもあるので、それをどうするか、課題として上がってきている。県単ではとても無理なので、国の制度が変わっていくのかなど、そのあたりも含めて状況を見ながら、次期計画改定時には、これが論点にはなり得るのかと思う。そういう理解、考えで進めていけたらと思うが、よろしいか。

<委員>

- ・よろしい。

<事務局>

- ・ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業のことについてお答えをさせていただく。エクセレント企業の評価項目については、従業員の離職や介護支援にどのように取り組んでいるかということの評価項目にしている。それぞれの休暇の取得状況について評価の対象にしており、例えば先進的な取り組みということを謳っていることで、産業別の平均値を上回っていれば、それに対して加点をするとかという形で事務評価をさせていただいている。

<会長>

- ・いくつか重要なご意見を頂いたが、今回は中間見直しということでもあるので、原案の形で見直しをしていくということで進めたいと思うが、ご異議ないか。

※異議なし

- ・それでは議題1について原案のとおり承認させていただく。

## 議題2 岐阜県子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しについて

### <委員>

- ・カテゴリー違うかもしれないが、この保育ニーズの中で医療的ケア児とかそういったところの把握、保育所が担っているところもあると思うが、そういった把握はいかがか。

### <事務局>

- ・この計画では、医療ケア児や障害児についての計画等はない。ただ、そういうお子さんのニーズが非常に増えており、それに代表するような支援制度というの、国、県とも徐々に充実させているところ。  
したがって、そういったニーズの把握を市町村と一緒に対応ができるような体制を作っていきたいと考えている。

### <委員>

- ・この中の数字は、多くは健常児の保育に対してだと思う。すべての子となると、やっぱり病前病後、いろんな障害とか様々な個性を抱えた子も含めて、保育が受け皿になるという見方で数字が見えるといいのではないかと思った。

### <会長>

- ・たしか経緯的には待機児童が多かった時に、国が待機児童が出ないように計画を作りなさいということで始まったもの。そういった個別ニーズの観点全くなしに、数をそろえるというところでできて、国の法律制度に基づいたというものなので、委員のおっしゃる内容というのは、たぶん先ほどご説明いただいたようなところで作っていくもの。この子育て支援事業支援計画は元々そういうものだったというところでご理解いただくものかと思う。

### <委員>

- ・ただ、やはりどんな市町も数でニーズが足りている、足りていないで施策を動かされると思うが、現場の声と数字は違う時がある。数でいえることならばきちんと状況に即した数の出し方をしたい。ざっくりと待機児童があるかないかだけが見える保育のデータでは、今の時代の母親目線とは違うと思う。  
私見ではあるが、母親の声が施策に反映することで施策ができると信じているので、この数の取り方はちょっとざっくりでもったいない。

### <事務局>

- ・子ども子育て支援法に基づいた数ということで報告しているもの。ただ、医療的ケア児とか障害児の数というのも重要だと思っているので、そちらの方の把握も市町村と一緒にやっていきたい。

### <会長>

- ・これは国から言われているフォーマット通りの話なので、そういうことでご理解いただきたい。  
本案の通り岐阜県子ども子育て支援事業支援計画の中間見直しを行うということでご異議はないか。

### ※異議なし

### <会長>

- ・それでは議案につきましても原案の通り承認する。

### <会長>

- ・原案通りということで、2案ともご承認いただいているが、幾つか重要なご意見をちょうだいしている。  
今回は中間見直しなのであまり大きな変更はできないが、次の計画そのものを作り直すタイミングでは、今回いただいた意見をしっかり反映するような形で作っていくということを確認させていただいて、本日の議事は終了したい。

## その他意見等

### <会長>

- ・部会でもそれから今日もご発言をいただいている方に、何らか少子化に対する感想でも構わないので一言ずつご発言をいただきたい。

### <委員>

- ・岐阜、西濃、東濃を含めた美濃地方と飛騨は、かなり実感が違うなということを改めて思った。まだ正確な数字は出ていないが、コロナの影響もあって、3市1村飛騨地区はこの1年間に生まれた子が800名を切ると言われている。もう少子化対策云々というよりも、飛騨の地域社会の基盤自体がここ数年のうちに保てなくなるのではないかと心配している。高山市や飛騨市と積極的に話し合いをして、飛騨地方独自の対策を練っていかなければいけないと思った。

### <委員>

- ・経営者の立場で事業主がどのように子育て支援できるかについて、この中にもエクセレント企業というような話も出てきたが、会社によってできている、できていないということでは意味がない。例えば育休や産休、その後の社会復帰ということに対して、いかにより多くの事業主もしくは企業がフォローできるかということが非常に大事だと思っている。もちろん私の会社でも対策を講じているが、できる会社とできない会社で色分けするのではなく、より多くの会社の子育て支援をできる体制をとれるような情報をどんどん発信していただきたい。

### <委員>

- ・教育学部で学生達と一緒にいるが、それほど結婚したくないと思っているようには思えないが、この経済事情などで、働かなきゃいけないなどと思っているのだと感じる。預けて働かなくてはいけないという考え方になると、なかなか仕事と子育ての両立って難しいと感じるのではないかとと思っている。ただ最近、働き方改革等で自分の時間を確保しようという動きもある。様々な観点から見直しをされていると思うが、コロナや物価高騰など経済事情も変わり、世の中の動きに合わせて細かい観点で変更が必要だろうと感じた。とても大変な取り組みだが、細かく丁寧にやっていくしかないのではないかとと思っている。

### <委員>

- ・私どもが関係できるとしたら身近な相談というところが、国や県など行政が中心になって動くと、どうしても相談候という形になってしまう。オペレーションアプローチと言われる、ちょっと困っている、今だけ困っている、この問題だけが知りたいというような、継続的ではない子育ての日常の出来事の中の困り感というところに対応するものが、この政策の中で見えてこなくなっているのが気になる。ぜひその部分は、明確に書いていただきたい。例えば地域子育て支援拠点や、地域拠点を併設している保育所等などは、そういう機能を担っているのだから、そこを上手に活用しようというようなPR活動などを県の方でやっていただけたらと思う。

### <委員>

- ・労働分野の子育て支援というところご紹介させていただく。昨年の4月から育児介護休業法の改正が、順次施行され、特に男性の育児休業取得促進ということ、大きな柱として施行されている。今年の4月に育児休業の取得状況なども大企業については公表の義務が始まるが、これまで施行されている法律の部分については、確実に企業の皆さんに制度化していただき、労働者の方が利用できるような、体制整備を引き続き進めていきたい。

### <委員>

- ・学生が目線で、教育環境の整備について述べたい。これからの教育は、文化や伝統、歴史が宝だと気づき、今を生きている人たちがその思いを伝えていく教育が、大切になってくるのではないかと。今の子供たちが自ら守っていききたい、もっと知りたいたいと思えるようにすることが、「清流の国ぎふ憲章」の意味だと私はとらえている。これはすぐに伝わるものではなく、子供たちの教育の過程の中で少しずつ積み重ねて、ようやく愛

着が生まれるものだと思う。子供たちの心を動かすことのできるような経験が大切だと感じた。教育の成果や愛着を育むには時間がかかると思うが、各地域の特色に応じた長期的な教育を推進していくよう、県から各市町村に伝えていくことが大切と感じた。

<委員>

- ・学生として思ったこととして、子育てをしやすい環境づくりに対して、奨学金の返済や賃金が上がらないなどの、経済的な不安があって、子育てを両立するっていう、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の支援など育児休暇を取りやすい制度などの推進がとても重要であると感じた。

<会長>

- ・日本全体で、出産件数 80 万人ということで、大変な少子化が進んでいる。それに対して、国の大胆な施策がどのようなものになるか現段階でよくわからないというところもあるので、今の時点での見直しとして決めていくは難しいとは思いますが、非常に問題意識、危機意識が現れたご発言が多かったのではないかと。そのような大きな課題があるという中で、県としてもしっかり実施していただきたい。また委員の皆様の持ち場のところで、それぞれご尽力をいただきたい。また先ほども申し上げたが、次の見直しに向けて議論を深めていけたらと思っている。これで議事として終了させていただく。

<子ども・女性局長>

- ・非常に多岐にわたるご意見をいただき、これからの少子化対策にかけていく思いをしっかりと受けとめた。個々の施策、計画等に、反映していければと思っている。
- ・国においてはこの 4 月に「こども家庭庁」が設置される。さらに秋頃には少子化社会対策大綱などの既存 3 大綱が含まれるこども大綱が作られる予定。都道府県はそれに合わせ、こども計画を策定する必要がある。こども計画の策定は、第 5 次少子化対策基本計画策定時になるかと思われる。関係課とも調整を図りながら、検討を進めていくことになる。
- ・令和 5 年度は、計画の基礎資料とするために、少子化に関する県民意識調査などを実施することとしている。少子化、子ども子育てについては、世の中めまぐるしく変化している中だが、今後とも少子化対策に対して様々なご意見をいただきますように引き続きよろしくお願いしたい。

<事務局>

- ・これをもちまして、令和 4 年度第 3 回岐阜少子化対策県民連携会議を終了する。